

問題5 意見公募手続きに関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めたが提出意見がなかった場合、当該命令等の公布と同時期に、提出意見がなかった旨を公示しなければならない。
- イ 命令等制定機関は、提出意見そのものを公示する代わりに、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することが出来る。
- ウ 命令等制定機関は、提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときであっても、当該提出意見の全部又は一部を除くことができない。
- エ 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかった場合には、その旨を公示する必要はない。
- オ 命令等制定機関は、法の定める事項に該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合なら、当該命令等の公布の際に、命令等の題名などを公示する必要はない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題6 審査請求手続きに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合することはできるが、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することはできない。
- 2 審査庁は、必要があると認める場合には、審理員に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。
- 3 審査庁は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終了させる。
- 4 弁明書提出期間内に弁明書が提出されない場合において、審理員が、更に一定の期間を示して、弁明書の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に弁明書が提出されなかった場合、審理手続は当然に終了する。
- 5 審理員が審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。